

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配(R5) 南木曾1	経営管理実施権の認定を受ける者 (丁)			(氏名又は名称) 南木曾町森林組合 代表理事組合長 堀 賢介					(住所又は所在地) 長野県木曾郡南木曾町読書3222番地1									
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			南木曾町長 向井 裕明					(所在地) 長野県木曾郡南木曾町読書3668番地1									
丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施 権の始期	経営管理実施 権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施 権に基づいて行 われる経営管理 の内容(C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定 方法	乙に支払われる べき金銭がある 場合における当 該金額(E)の額 の算定方法	備考 (集積計画書 整理番号)				
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha) ():森林簿	現況樹種	現況 林齢										
1	田立	901-19	105	い	10	山林	0.2500 (0.2500)	ヒノ	45	2024.4.1	2029.3.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R4)2				
		901-82	105	い	72	山林	0.0520 (0.0500)	ヒノ	60					—					
2	田立	901-14	105	い	5	山林	0.1360 (0.1400)	そ広	65	2024.4.1	2029.3.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R4)3				
3	田立	901-21	105	い	12	山林	0.1420 (0.1400)	ヒノ	60					—	集(R4)4				
4	田立	901-20	105	い	11ロ	山林	0.3650 (0.3700)	スギ	59					—	集(R4)5				
			105	い	11イ			ヒノ	59					—					
		901-74	105	い	64	山林	0.1450 (0.1500)	そ広	70					—					
5	田立	901-69	105	い	59イ	山林	0.1690 (0.1700)	ヒノ	37					2024.4.1	2029.3.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R4)8
			105	い	59ロ			そ広	65									—	
6	田立	901-85	105	い	75	山林	0.5060 (0.5100)	ヒノ	60	2024.4.1	2029.3.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R4)12				
7	田立	901-98	105	い	88	山林	0.2180 (0.2200)	そ広	60					—	集(R4)18				

丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額(E)の額の算定方法	備考(集積計画書整理番号)
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha)():森林簿	現況樹種	現況林齢						
8	田立	901-23	105	い	14	山林	0.1670 (0.1700)	スギ	60	2024.4.1	2029.3.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R4)19
9	田立	901-16	105	い	7	山林	0.2100 (0.2100)	そ広	60					—	集(R4)20
10	田立	901-97	105	い	87	山林	0.1110 (0.1100)	そ広	60					—	集(R4)23
11	田立	901-24	105	い	15	山林	0.1390 (0.1400)	スギ	60					—	集(R4)24
12	田立	901-83	105	い	73	山林	0.0700 (0.0700)	ヒノ	60					—	
13	田立	901-91	105	い	81	山林	0.1480 (0.1500)	ヒノ	39					—	集(R4)28
			105	い	81			そ広	65					—	
14	田立	901-84	105	い	74	山林	0.0830 (0.0800)	ヒノ	60					—	集(R4)30
15	田立	901-18	105	い	9	山林	0.3960 (0.4000)	ヒノ	65					—	集(R4)31
16	田立	901-15	105	い	6	山林	0.3010 (0.3000)	ヒノ	45					—	集(R4)32
17	田立	901-17	105	い	8	山林	0.2800 (0.2800)	そ広	60					—	集(R4)45
18	田立	901-13	105	い	4	山林	0.3440 (0.3400)	スギ	60					—	集(R4)46
19	田立	901-12	105	い	3	山林	0.0500 (0.0500)	スギ	60					—	集(R4)47
20	田立	901-93	105	い	83	山林	0.0700 (0.1000)	ヒノ	39					—	集(R4)48
21	田立	901-92	105	い	82	山林	0.0970 (0.1200)	ヒノ	39					—	集(R4)53
22	田立	901-22	105	い	13	山林	0.4240 (0.4200)	ヒノ	60					—	集(R4)54
			105	い	13			ヒノ	41					—	



丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										Aの森林所有者(甲)		丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丁が乙にEを支払うべき時期	備考 (集積計画書整理番号)
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha) ( ):森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	田立	901-19	105	い	10	山林	0.2500 (0.2500)	ヒノ	45			—	—	集(R4)2
		901-82	105	い	72	山林	0.0520 (0.0500)	ヒノ	60			—	—	
2	田立	901-14	105	い	5	山林	0.1360 (0.1400)	そ広	65			—	—	集(R4)3
3	田立	901-21	105	い	12	山林	0.1420 (0.1400)	ヒノ	60			—	—	集(R4)4
4	田立	901-20	105	い	11ロ	山林	0.3650 (0.3700)	スギ	59			—	—	集(R4)5
			105	い	11イ			ヒノ	59			—	—	
		901-74	105	い	64	山林	0.1450 (0.1500)	そ広	70			—	—	
5	田立	901-69	105	い	59イ	山林	0.1690 (0.1700)	ヒノ	37			—	—	集(R4)8
			105	い	59ロ			そ広	65			—	—	
6	田立	901-85	105	い	75	山林	0.5060 (0.5100)	ヒノ	60			—	—	集(R4)12
7	田立	901-98	105	い	88	山林	0.2180 (0.2200)	そ広	60			—	—	集(R4)18
8	田立	901-23	105	い	14	山林	0.1670 (0.1700)	スギ	60			—	—	集(R4)19
9	田立	901-16	105	い	7	山林	0.2100 (0.2100)	そ広	60			—	—	集(R4)20
10	田立	901-97	105	い	87	山林	0.1110 (0.1100)	そ広	60			—	—	集(R4)23



丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										Aの森林所有者(甲)		丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丁が乙にEを支払うべき時期	備考 (集積計画書整理番号)
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha) ( ):森林簿	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者(丁)

住所 (同上)

南木曾町森林組合 代表理事組合長 堀 賢介 印

権利の設定をする市町村(乙)

住所 (同上)

南木曾町長 向井 裕明 印

森林経営管理制度に関する事務を行う団体(丙)

長野県木曾郡木曾町日義4898番地37

木曾広域連合長 原 久仁男 印

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別様とすること。
  - (2) (B)欄は、「〇年」又は「〇年〇月〇日まで」と記載すること。
  - (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
  - (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続きにより定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

## 2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丁は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益のある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 善管注意義務

① 丁が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丁に対して義務の履行を求めることができる。

### (3) 監督義務

乙は、丁に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

### (4) 報告義務

丁は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

### (5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

### (6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丁に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。丁に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

### (7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丁に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丁が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丁に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払い又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて(4)の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丁が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丁は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丁は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丁は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丁の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丁又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丁が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

① 丁は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丁以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丁以外の者に使用させることができる。

② 丁は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丁以外の者に設置させることができる。この場合において、丁は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丁は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丁が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丁の協議により定める。

② 丁は、丁の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について、甲の承諾のうえ、森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続きは丁がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丁は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丁が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丁に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、丁は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 丁は、丁の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丁の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丁は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丁の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丁から甲に支払われるべき金銭及び丁が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丁が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丁が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丁は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丁が協議して定める。





	対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業班	
②	田立	901-19	105	い	10	<p>○ 存続期間中に保育間伐を1回実施するものとする。</p> <p>○ 対象地内の広葉樹について、針広混交林への誘導を図るため、高木性広葉樹の伐採は極力控えるものとする。</p> <p>○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、巡視要領により、年1回の森林の巡視を行うものとする。</p>
	田立	901-82	105	い	72	
	田立	901-14	105	い	5	
	田立	901-21	105	い	12	
	田立	901-74	105	い	64	
	田立	901-69	105	い	59イ	
			105	い	59ロ	
	田立	901-85	105	い	75	
	田立	901-98	105	い	88	
	田立	901-23	105	い	14	
	田立	901-16	105	い	7	
	田立	901-97	105	い	87	
	田立	901-24	105	い	15	
	田立	901-83	105	い	73	
	田立	901-91	105	い	81ロ	
			105	い	81イ	
	田立	901-84	105	い	74	
	田立	901-15	105	い	6	
	田立	901-13	105	い	4	
田立	901-12	105	い	3		
田立	901-93	105	い	83		





